

患者様へのお知らせ

## 初診時・再診時の保険外併用療養費(選定療養費)について

病院長

保険外併用療養費(選定療養費)とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行なう」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

患者様には、まずお近くの診療所を受診して頂き、200床以上の病院と、200床未満の病院や診療所との機能を分担して、限られた医療資源の有効活用・大きな病院の混雑緩和など、様々な面での医療の合理化を図ることを目的としています。

令和2年4月1日より療担規則の改正に伴い、当院では、医療機能分担の推進を図る観点から、次の通り選定療養費を負担して頂くこととなります。

他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちでなく直接来院された方は、初診に係る費用として 5,500円(税込)をお支払い頂きます。

また、他の病院又は診療所に対する紹介を行う旨の申出を行ったにも関わらず当院を再診された患者様については再診に係る費用として 2,750円(税込)をお支払い頂きます。

何卒ご理解下さいますようお願い致します。